

庁名 長野地方裁判所管内の簡易裁判所

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	郵便料												予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備考
		郵便切手の場合													
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額		
民事訴訟	通常訴訟	8					10		10			15	10	6000円	※郵券の場合 当事者1名増すごとに1,220円×2組(合計2,440円)追加 (内訳:500円×4枚、100円×4枚、10円×4枚) (ただし、原告が複数であっても、共通の代理人がいる場合は、加える必要はありません)
	少額訴訟	8					10		10			15	10	6000円	※郵券の場合 当事者1名増すごとに1,220円×2組(合計2,440円)追加 (内訳:500円×4枚、100円×4枚、10円×4枚) (ただし、原告が複数であっても、共通の代理人がいる場合は、加える必要はありません)
民事調停	民事調停						4		2			5	4	680円	当事者1名増すごとに140円×2組(合計280円)追加(内訳:50円×4枚、20円×4枚) (ただし、申立人が複数であっても、共通の代理人がいる場合は、加える必要はありません。)
支払督促	支払督促														担当書記官に個別にお問い合わせください。